

## 現行の支援のあり方の点検・評価について（案）

都道府県等が行う支障除去に要する費用については、平成 27 年度の「支障除去等に対する支援に関する検討会」で示された、「平成 28 年度以降の支援のあり方について」において、「原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて産業界及び国による支援を行うこと」とされたところ。また、産業界と国の基金の負担割合については、平成 25 年度の「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」の報告書において、4：3 とすることとされ、産業界の負担については、前述の「平成 28 年度以降の支援のあり方について」において、「産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、社会貢献の観点から、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めること」とされた。具体的な各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、平成 28 年度以降の 5 年間における支援必要見込額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定することとされた。また、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とされた。

平成 28 年度以降は、上記の方針に沿って、基金への出えん要請額を算出し、マニフェスト頒布団体等に対し出えんを依頼してきたが、上述のとおり、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは、強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出であるため、一部のマニフェスト頒布団体等からは依頼した額の満額を出えんいただくことができたが、出えんいただいたものの依頼した額に満たない場合や、全く出えんいただけない場合もあった。具体的には、毎年度の合計 80,000 千円の産業界分の負担額のうち、60,000 千円程度しか確保することができず、その結果、基金残高における産業界負担分が減少し続け、毎年度支援できる額が目減りしている状況にある。なお、令和元年度末時点の残高は、産業界の負担分が 172,804 千円、国の負担分が 1,176,952 千円、合計 1,349,756 千円となっており、産業界の負担分の残高は、本制度創設以来過去最少となっている。産業界と国の負担割合を維持しつつ支援をすると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和 3 年度にも基金が枯渇する可能性がある。については、今後も基金を安定的に運用していくため、社会貢献の観点からの任意の拠出という大原則は維持しつつ、より幅広い出えんの御協力を得られる仕組みが必要である。

併せて、平成 28 年度から令和 2 年度の各年度の支援額が、支援必要見込額である 140,000 千円を大幅に超過しており、また、上述のとおり早ければ令和 3 年度にも基金が枯渇する可能性があることから、支援額の縮減についても検討すべきである。なお、支援額の縮減に当たっては、前述の「平成 28 年度以降の支援のあり方について」で示された、支援の条件を厳格に審査していくこと等が考えられる。